

# 知らなかった では済まされない!?



解体工事の事前調査の届出が必須に!!

無免許業者や事前調査をしない業者には注意が必要です。  
解体業者だけでなく、依頼者様も違反対象になります。

※エイシンでは建築物石綿含有建材調査者がしっかりと事前調査いたします。

アスベスト(石綿対策)の法律改正により2022.4.1から、  
一定規模以上の解体等工事を行う場合に、事前調査結果の届出が必要になりました。

## 事前調査結果の届出が必要な 一定規模以上の解体工事

- ① 工事床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上の特定の工作物\*1の解体工事  
\*1…煙突、焼却設備、配管、ボイラー、加熱炉など
- ③ 請負金額が100万円以上の建築物または工作物の改修工事



## ■アスベスト(石綿)の有無調査に関する主な改正規則

- 資格者(建築物石綿含有建材調査者など)による調査(2023.10.1から)が必要になります
- 平成18年9月以前に着工した建築物等は現地調査が必須になります

詳細は裏面をご確認ください→

## 法改正後の事前調査も エイシンにお任せください。

資格者による調査は2023.10.1からになるので  
現状(2022.1時点)では、まだまだ資格保有者が  
調査する状況が少ない状態です。エイシンでは、  
建設の実務経験のある建築物石綿含有  
建材調査者が調査を実施。分析は資格  
要件を満たす協力会社が行います。  
調査後の届出提出など  
安心してお任せください。

資格保有者が在中

速やかな調査届出

安心の調査/分析



## ■解体工事のながれ



お見積もり

専門のスタッフが解体現場の内容を確認して、  
事前調査内容等を踏まえた適正なお見積もりを  
行います。



調査・分析

設計図書(図面や仕様表)による調査や、  
現地調査(必須)により、工事に関わるすべての  
部位を調査いたします。石綿の使用が不明の場  
合は分析を行います。



調査結果の取り扱い

現場への備え付けや調査結果の保存(3年)を行  
います。一定規模以上の解体・改修工事の場合  
は労働基準監督署に届出等を行います。



解体工事

作業計画に基づく万全の状態での解体工事を  
行います。



有限会社エイシン 〒664-0891 兵庫県伊丹市北園2丁目10-2-1F  
<https://www.eishin-hp.com>

■まずはお気軽にお問い合わせください

☎072-772-0797

営業時間 9:00~17:00 定休日 土・日・祝



072-772-0798



info@eishin-hp.com

# アスベスト(石綿対策)改正について

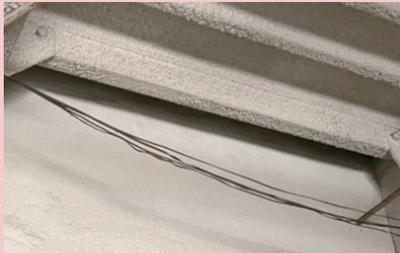
緑文字が改正部分



高

アスベスト飛散の危険性レベル別のながれ

低



レベル1

危険度大

- 石綿含有吹付け材



レベル2

危険度中

- 石綿含有保温材
- 耐火被覆材
- 断熱材



レベル3

危険度小

- カラーベストやスレート  
(ケイ酸カルシウム板1種・破砕時)
- 仕上塗材(電動工具で除去時)
- その他石綿含有建材 など



[改正]事前調査結果等の届出(一定規模以上の場合裏面参照)

事前調査

- [改正]●調査方法の明確化
- [改正]●資格者による調査
- [改正]●検査結果の3年保存、現場への備え付け

作業計画

- 作業計画に基づく作業状況等の写真などによる記録(3年保存)

その他

- 掲示・石綿含有建材を湿潤化・マスク等の使用
- 作業主任の選任・作業者に対する特別教育や健康診断の実施

エイシンでは、実務経験も豊富な有資格者がしっかりと対応致しますのでご安心ください。



計画届の提出(レベル2に拡大)※14日前まで



- 作業場所の隔離
- 集塵/排気装置の初回時及び変更時の点検
- 作業前及び作業中断時の負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

エイシンでは、規則改正を遵守して、より快適で安心できる解体工事を行います。